

水道料金の基本料金を令和7年7月検針分から8月検針分まで 2カ月間5割減免します

減免の理由は？

物価高騰の影響による経済的な負担に対する支援として、水道料金の基本料金の5割を減免します。

なお、減免に伴う手続きは不要で、該当する請求月に減免を適用した水道料金で請求します。

◎減免となる使用期間と請求月◎

■ 減免対象使用期間 ● 請求月

料金の請求頻度	検針月	6月	7月	8月
隔月 (2か月ごと)	奇数月		●	
	偶数月			●
毎月 (1か月ごと)	毎月		●	●



1 検針当たりの水道基本料金減免額（税込）

	① 一般用 隔月検針 (2か月ごと)	② 一般用 毎月検針 (1か月ごと)	③ 臨時用	④ 湯屋用
減免前	1,971円	985円	4,290円	35,281円
減免後	985円	492円	2,145円	17,640円
差額 (減免額)	▲986円	▲493円	▲2,145円	▲17,641円

※①に該当する方は1検針分、②～④に該当する方は2検針分が減免対象となります。



一括（親メーター）検針を行っている マンション・アパート管理者様へのお願い

この減免の適用により、一括検針を行っているマンション等の水道料金は、1か月あたり届出戸数×493円の減免が適用されます。

減免制度の趣旨をご理解いただき、各住戸者へ減免対象使用期間の水道料金を請求する際は、減免額に相当する額を差し引く等、ご協力をお願いします。

【例】届出戸数10戸のマンションの場合、1か月あたり4,930円が減免額となります。